

# 令和8年度岐阜県緑の博士（グリーンドクター）3A級申請要領

## 1 申請資格

- (1) 岐阜県在住者または岐阜県在勤者であること。
- (2) 岐阜県緑の博士（以下「グリーンドクター」という。）2A級を取得してから2年以上の実務経験があること。  
実務経験の詳細な取扱いについては、申込書記載上の注意事項を参照してください。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ. 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者

## 2 申請手続き

- (1) 申請受付期間  
令和8年6月22日（金）～8月7日（金） 当日必着
- (2) 受付場所  
居住地（勤務地）の市役所又は町村役場  
治療等を行った樹木の生育地の市役所又は町村役場
- (3) 申請手続きに必要な書類
  - ア グリーンドクター3A級申請書（別紙様式第1号）
  - イ 推薦書（別紙様式第2号）
  - ウ 業務実績書（別紙様式第3号）  
※ 業務実績書及び個表については、控えを手元に残しておいて下さい。
  - エ 刑罰等に関する誓約書（別紙様式第4号）
  - オ 住所氏名を記載した返信用封筒1枚（110円切手を貼付すること）  
※ メールでの結果通知を希望される方は不要です。
- (4) 受験手数料 無料

## 3 市町村長の推薦

- (1) 3A級申請者の推薦を行う者は次のいずれかとする。
  - ア 申請者の住所地（勤務地）の市町村長
  - イ 申請者が治療等を行った樹木が生育する市町村長
- (2) 市町村長は、申請者からの提出書類を審査基準に基づき、審査し、推薦者として適格と認められる場合は、推薦書（別紙様式第2号）に申請者からの提出書類を添付し、岐阜県林政部長に進達する。

## 4 認定の決定

- (1) 認定審査の目的及び認定者の決定

認定審査はグリーンドクター3A級として、県民に対し、適切な指導を行う知識及び技能の水準を審査するもので、業務実績に基づく面接試験により認定者を決定します。

(2) 認定試験の日時・場所（予定）

ア. 日 時 令和8年9月15日（火）  
（時間等は後日お知らせします。）

イ. 場 所 岐阜県立森林文化アカデミー  
所在地：〒501-3714 美濃市曾代88  
電 話：0575-35-2525（森林文化アカデミー代表）

## 5 認定審査及び審査結果の通知

グリーンドクター認定委員による書類審査及び面接試験の結果に基づいて認定者を決定します。

その結果は、令和8年12月11日（金）までに本人あて通知します。

## 6 認定証書の授与

認定者には認定証書を授与し、グリーンドクター3A級として台帳に登録します。授与の方法については審査結果通知の際にご案内します。

## 7 その他

- (1) 応募書類は一切返却しません。
- (2) 応募書類に記載した現住所、連絡方法等に変更が生じた場合は、すみやかに岐阜県庁森林活用推進課へご連絡してください。
- (3) 応募により収集する氏名等の個人情報、岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定・更新に関する以外に使用しません（法令等により開示を求められた場合は、この限りではない）。
- (4) 2(3)ウ業務実績書の電子データを下記あてメールでお送りください。環境等により、メールで送ることができない場合はFAXでお送りください。  
森林活用推進課アドレス [c11513@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11513@pref.gifu.lg.jp)  
(件名に「緑の博士実績」と記入願います。また、ファックスの場合はFAX 058-278-2702へ)

## 申込書記載上の注意事項

### 1 様式第1号の1及び様式第1号の2申請書

- (1) 自営業の場合の勤務先名称には、屋号等を記載してください。屋号がない場合は、名称欄に代表者の氏名を、所在地に住所を記載してください。
- (2) 関係する学位、検定、免許の欄には、樹木保護、樹勢回復、治療等に関するものを記載してください。運転免許証等については記載の必要がありません。
- (3) 関係する受賞歴には、樹木の保護、緑化の推進等に関するものを記入し、その写しを添付添付してください。
- (4) 地域における委員会活動等の実績については、行政機関、その他団体等が組織する委員会について記載してください。

### 2 様式第2号推薦書

次の者が推薦しますので、申請者は記載しないでください。

- (1) 申請者の住所地（勤務地）の市町村長
- (2) 申請者が治療等を行った樹木が生育する市町村長

### 3 様式第3号業務実績書及び様式第3号の1～3業務実績書個表

- (1) 業務実績書及び業務実績個表により3A級として適切な知識及び技能の水準を満たしているか審査しますので正確に記載して下さい。
- (2) 業務実績の対象範囲については、次の表のとおりです。

- 1 次の業務を診断又は治療等に関する業務経験とみなす。
  - (1) 樹木の診断を行い、治療等の対策を講じたもの
  - (2) 樹木の診断を行い、講ずるべき対策について指示・報告を行ったもの
  - (3) 樹木の診断結果に基づき、治療等を行ったもの
  - (4) 樹木の治療を行い、その後保護管理計画（5年間）に基づき、適切な管理、又は管理の指導助言を行ったもの。
  - (5) 樹木保護のために行う移植を行ったもの。
  - (6) その他認定委員会が適切と判断した業務。
- 2 業務経験の年数は、前第1項の業務を行った年の数とする。この場合、治療後の経過観察も含めることとする。

- (3) 業務実績書は、以下の2つの要件について作成すること

- ①樹木の診断又は治療等の実績について10事例以上
- ②天然記念物又はそれに相当する貴重な樹木※注1について、診断又は治療等を行い、適切な管理、又は管理の指導助言をした実績について3事例以上

- (4) 業務実績書個表は、業務実績書の2つの要件からそれぞれ1事例以上を抽出して作成してください。過去の治療等で記録が十分でない場合、すべての欄を埋める必要はありませんが、出来る限り正確に記入して下さい。治療前と治療後の経過等のわかる写真や図面があれば添付してください。

(注1)「天然記念物又はそれに相当する貴重な樹木」とは、市町村が指定している保存樹や巨樹・古木を指す。

### 4 様式第3号の4業務実績書個表（講師経験）

行政機関、その他団体等が行う研修会、講演会等の講師としての事例※（注2）を記載してください。補足資料として、研修会、講演会等における新聞、雑誌等の記事、写真等があれば添付してください。

(注2)「研修会、講演会等の講師としての事例」は、講師が独自の確立した理念を持ち、その内容が広く一般に受け入れられ、理解されうるものでなければならない。

### 5 様式第4号刑罰等に関する誓約書

- (2)又は(3)が「ある」の場合でも、申請要領の申請資格(3)に該当しなければ申請できますので、処分の時期がわかるように内容を記載してください。